

(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1.事業者の概要(介護保険事業を行う法人全体のご説明)

事業者の名称	医療法人 仁和会
主たる事業所の所在地	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1
代表者名	理事長 烏山 和之
電話番号	0956-41-1500

(法人施設・事業)

介護保険事業	(介護予防) 通所リハビリテーション
医療保険事業	整形外科クリニック

2.事業所の概要(通所リハビリ事業所についてのご説明)

事業所の名称	医療法人 仁和会 デイケア あかつき
指定番号	4211521887号
所在地	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1
電話番号	0956-41-1500
建物及び居室	専有スペース 119.37m ²

3.事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とそのご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
事業の方針	要介護者等の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

4.利用定員

(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は、1単位20名と定めています。

5.事業所の職員体制

(介護予防)通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職種	人員
医師	1名
理学療法士	4名以上
看護師	2名以上
事務員	1名以上

6.営業時間

営業日 月曜日から金曜日とする。

営業時間 9時00分から17時00分までとする。

但し、水曜日に関しては9時00分から12時00分までとする。

休業日 水曜日午後、土曜日、日曜日、祝日とする。

7.対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1~5に認定された方

8.利用料

総単位数×地域単価×1割(または2割・3割)=自己負担額

【地域単価は1単位=10円(その他)】

①-1:要支援1・2の場合の介護保険該当利用料 /1月につき

介護度	単位	利用料金（1割負担）	利用料金（2割負担）	利用料金（3割負担）
要支援1	2268単位	約2268円	約4536円	約6804円
要支援2	4228単位	約4228円	約8456円	約12684円

介護予防リハビリの長期利用の適正化

※利用開始月から12月超の利用の場合、1月あたり以下の単位数を減算

要支援1 120単位 要支援2 240単位

①-2:要介護1~5の場合の介護保険該当利用料 /1日につき

介護度	1時間～2時間 コース			
	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1	369単位	約369円	約738円	約1107円
2	398単位	約398円	約796円	約1194円
3	429単位	約429円	約858円	約1287円
4	458単位	約458円	約916円	約1374円
5	491単位	約491円	約982円	約1473円

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
送迎減算 (事業所が送迎を行わない場合、片道につき)	-47単位	約-47円	約-94円	約-141円

② 通常のサービス実施地域

1.長崎県北松浦郡佐々町 2.長崎県佐世保市 3.長崎県平戸市 4.長崎県松浦市

9.(介護予防)通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者的心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ②この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④サービスの提供は、懇切丁寧を行い、分かりやすいように説明します。
- ⑤サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
- ⑥当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。
- ⑦このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10. 非常災害対策

- ①消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
 - ②防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
 - ③火元責任者には、事業所職員を充てます。
 - ④非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
 - ⑤非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
 - ⑥火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
 - ⑦防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- (一) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
- (二) 利用者を含めた総合避難訓練-年1回以上
- (三) 非常災害用設備の使用方法の徹底-隨時
- ⑧その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11.事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設(連携)医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は『事故発生の防止のための検討委員会』が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

12. 施設の利用に当たっての留意事項 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について、全館禁煙とします。
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。
その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。

13.苦情相談窓口

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 (苦情相談窓口)	095-826-1599
長崎県長寿社会課（苦情相談窓口）	095-895-2431
佐世保市長寿社会課相談窓口	0956-24-1111
佐々町住民福祉課	0956-62-2101
からすやま整形外科 事務主任：松永由季 理学療法士：鍛治史孝、久保尚也	0956-41-1500

14.協力医療機関

利用者の主治医又は への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。	
利用者の主治医	氏名
	所属医療機関名
	所在地
	電話番号
緊急連絡先	院長名
	所在地
	電話番号
	診療科
	入院設備
	救急指定の有無
緊急連絡先	氏名
	住所
	電話番号
	昼間の連絡先
	夜間の連絡先

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名押印して1通ずつ保有します。利用機関中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします。（なお、署名押印は契約書に一括して行います。）